

長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、**県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの**として策定
(平成26年3月最終改定)
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改正**されたことを受け、令和7年3月に県行動計画を改定

✓ 改定のポイント

1 平時の準備の充実

- ・ 平時から**実効性のある訓練を定期的に実施**し、対応体制の点検・改善を行う
- ・ 感染症法に基づき**医療機関等と協定を締結**し、感染症発生時の医療・検査体制の立ち上げを迅速に行う体制を確保

2 対策項目の拡充

- ・ 現行計画の**6項目から13項目に拡充**
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

3 幅広い感染症への対応と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・ **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に**、中長期的に**複数の波が来ることも想定**して対策を整理
- ・ 医療提供体制の整備やワクチン・治療薬の普及など、状況の変化に応じて、**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え**

長崎県新型コロナウイルス等対策行動計画(県行動計画)の概要

✓ 13の対策項目の概要

①実施体制

- 国、県、市町等の**関係機関の連携強化**
- 平時における**人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化**、有事には県対策本部を中心に的確な政策判断・実行

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- 有事の際早期に発生状況等を探知できるよう、**平時から感染症サーベイランス体制を構築**
- 発生状況等の情報収集・分析を踏まえた**リスク評価と対策の切り替え**

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 県民が科学的根拠に基き適切に判断・行動できるよう、**平時から感染症に関する普及啓発、情報提供・共有**を実施
- 可能な限り**双方向のコミュニケーション**を行い、リスク情報と見方を共有

⑤水際対策

- 国が行う**検疫措置等への協力**や平時からの国との連携体制の強化
- 海外からの多数の観光客等への対応を迅速に行えるよう、**関係者との連携体制構築や対応マニュアル整備**等を実施

⑥まん延防止

- 感染拡大の**スピードやピークを抑制**
- 医療ひっ迫時には**まん延防止等重点措置等の必要な措置の適用を国に要請**
- ワクチンや治療薬等の**状況変化に応じて対策の縮小・中止**を機動的に実施

⑦ワクチン

- 市町や医師会、卸売販売業者団体等の関係者と連携し、ワクチンの**円滑な流通を可能とする体制を構築**
- 接種に必要な人員、会場、資材等を含めた**接種体制の構築**

⑧医療

- 県予防計画等に基づき**県と医療機関との間で協定を締結**することにより、感染症**医療を提供できる体制を整備**
- 通常医療との両立**を念頭に置きつつ、病原性等の変化する状況に柔軟に対応

⑨治療薬・治療法

- 治療薬の安定供給を図る**ため、卸業者の在庫状況を迅速に把握する体制整備や備蓄薬の放出方法を取り決め
- 医療機関等に対し、治療薬の買占め等を控えるよう呼びかけ

⑩検査

- 検査の実施により、**患者の早期発見、流行状況の的確な把握**等を実施
- 県予防計画等に基づき**県と検査機関との間で協定を締結**し、発生直後より**早期に検査体制を立ち上げ**

⑪保健

- 保健所等において**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等**を実施
- 平時から業務負荷急増に備え**優先業務整理やICTによる業務効率化**等を実施

⑫物資

- 平時から**個人防護具の備蓄**を実施
- 協定締結医療機関における**感染症対策物資の**備蓄・配置状況を確認**
- 不足が見込まれる場合、関係事業者と連携し**必要量の確保に努める**

⑬県民生活・県民経済

- 事業者等に対し、**事業継続や感染拡大防止に向けた準備等**を要請
- まん延防止に関する措置による影響を受けた事業者を支援**するために必要な措置を講じる